

浦安市と和洋女子大学との包括的な連携に関する協定書

浦安市（以下「市」という。）と和洋女子大学（以下「大学」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市と大学が包括的な連携のもと、医療、健康、福祉、スポーツ等の分野で相互に協力し、人材の育成及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力内容）

第2条 市及び大学は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携、協力するものとする。

- （1）医療・健康・福祉・スポーツ・保育に関すること
- （2）教育及び人材育成に関すること
- （3）生涯学習に関すること
- （4）まちづくりに関すること
- （5）学術研究に関すること
- （6）施設の利用に関すること
- （7）災害に関すること
- （8）その他両機関が必要と認める事項に関すること

（情報交換及び協議）

第3条 市及び大学は、この協定に基づく相互の連携を円滑に推進するため、定期的な情報交換及び協議の実施に努めるものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間満了日の3か月前までに市と大学のいずれからも協定解除の申し出が無いときは、1年間更新するものとし、以降の期間についても同様とする。

(その他)

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、双方が協議し定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年10月7日

千葉県浦安市猫実一丁目1番1号

千葉県浦安市

浦安市長 (内田 悦嗣 署名)

千葉県市川市国府台二丁目3番1号

学校法人和洋学園

和洋女子大学 学長 (岸田 宏司 署名)